

Title	沿岸漁業の構造：「漁民層不透明分解」の根拠について
Sub Title	Japanese coastal fisheries and their structure : on the cause of survival of non-capitalistic small businesses in fisheries industry
Author	高山, 隆三
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1958
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.51, No.3 (1958. 3) ,p.220(26)- 234(40)
JaLC DOI	10.14991/001.19580301-0026
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19580301-0026">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19580301-0026</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 沿岸漁業の構造

——「漁民層不透明分解」の根拠について——

二六 (三三〇)

高山 隆 三

- 一、はしがき
- 二、漁家の検出  
漁家の実態
- 三、「漁民層不透明分解」の根拠の検討
- 四、漁場所有と「漁民層不透明分解」

日本における資本制漁業は明治三八年の漁船動力化を画期として急速に発展してきた。資本制漁業発展の過程は零細経営の没落の過程であるのに、実は漁家といわれる零細経営体の分解は極めて徐々に、不透明な形態で分解してきたに過ぎず、多数の零細経営は零細経営として再生産を続けてきたのである。

一 生産部門において、資本制生産が発展していながらなお零細経営が多数存続しているのは何故であろうか。この点に關し二つの見解が見られる。第一の見解は、残存の根拠を資本制生産そのものが、

技術的基礎の狭隘性の為に未成熟な発展しか遂げていないというところを求めるものであり、第二の見解は沿岸漁場の半封建的所有を求めるものである。即ち第一の見解に依れば不完全分解の形態をとる理由は次の様に述べられている。「漁業技術の現段階においては海上漁撈作業に伴う自然的諸条件の恣意の強烈さを充分克服することが困難であることと、また漁撈技術の手労働的技術への依存とは資本制生産としての本格的展開への完全なる技術的基礎を欠くことになる。ここにマニユ的漁業発達の限界性が見出されると共に漁民層分解の不完全性の根拠がある。」<sup>(注1)</sup>

さてこの様な見解とならんで同一著書において第二の見解も見られる。即ち「漁業生産力を極度に低位におし止めている沿岸漁場秩序の総有的体制それ自体は網元・網子関係の基底にある頑強な『封建制』そのものであり、現在でも強く沿岸零細漁民を封建的關係に繋留しているものとして、農業における封建制とまさに照応する。」<sup>(注2)</sup>そしてこの第二の見解は次の如くはっきりと打ち出されている。

「日本漁業の構造的な特徴は一方の極に国際的な漁業の権利を独占し、根拠地を支配し、歴大な生産手段を有する極少数の巨大資本があり、他の極に半封建的漁場制度によって沿岸漁場に緊縛された零細漁民（潜在的過剰人口）と歩合制にしばりつけられた漁夫との歴大な群が存在し、中間に全国に散在する中小船主・網元がある。」

「封建的な漁場制度によって零細漁業にしばりつけられた沿岸漁民は身分的に船主・網元に隷屬しその故に、資本制社会のなかにあって零落と破滅におちいりつつ、因襲的封建的な歩合制度に屈従して大資本漁業に安価な労働力を提供しているのである。」<sup>(注3)</sup>

さらに第一の見解は残存の根拠を自然的・技術的条件に基く資本制生産の未成熟さに求める点で生産力説に連なることを批判し、残存の主たる根拠を「資本制協業的漁業の特質」に求める石渡貞雄氏の理論がある。それによれば資本制協業的漁業に基く重労働は二〇歳代の労働力を必要とする。三〇歳をすぎた労働者は一種の廃物とされそのうばすて山こそ沿岸漁業でありここに零細経営の残存する特質が出てくるのであるとする。従ってこの理論においても協業の部分中の重要漁撈作業が機械化してゆくことによって、労働強化が軽減されるようになれば、うばすて山の必要も減少し、漁民層の分解の不透明性を透明化させてゆくことになるのである。

石渡氏の理論を含めて第一の見解は、資本制生産の発展の中になお零細経営体を存続させる契機を見出すのに対し、第二の見解は、資本制漁業が発展しながらなお沿岸においては半封建的漁場所有

沿岸漁業の構造

II 半封建的漁業権制度が支配しておるとし、それが零細経営の資本主義的發展を阻止し、零細経営を零細経営として維持再生産しているとするものである。資本の側からおよび漁場所有の側から零細経営の存続の根拠を求めるこれらの見解を零細経営の現状と漁場所有の機能の面から検討することが本論文の課題である。

(注1) 「日本漁業の経済構造」一五頁。

(注2) 同 三五六頁。

(注3) 「日本資本主義講座」V 三八九頁。

(注4) 「漁業の再生産構造」(総合分析IV)。

## II

昭和二九年の第二次漁業センサスによれば経営体総数約二五万一千である。この経営体を、漁業経営遂行の為の主要な労働手段である漁船の経営屯数によって階層区分した第一表によれば、

(1) 動力船の合計屯数が二〇〇屯をこえる経営体は九三四(総数の〇・四%弱)、動力船三〇—一〇〇屯の経営体は二、八一〇(総数の一・一%強)であり、両階層を合わせても総経営体の一・五%に過ぎない。この両階層は資本制生産を営み経営体数としては極めて少ないが、漁業生産高から見れば最も重要な階層である。

(2) 動力船三屯以上三〇屯未満を経営する経営体は八・三%で、沿岸漁業ないしは沖合漁業に従事する。動力船三屯未満及び無動力

二七 (三二二)

第一表 階層別経営体数

経営体階層	経営体数	力										大型定置	小型定置	地びき	浅海養殖
		動													
		~3屯	3~10	10~30	30~100	100~200	200屯~	大型定置	小型定置	地びき	浅海養殖				
総数	251,747	116,205	62,234	14,923	6,166	2,810	641	293	2,166	8,418	4,288	33,603			
個人	236,015	113,777	60,175	12,022	4,423	1,549	267	95	1,113	6,784	2,669	33,141			
漁業協同組合	552	92	25	57	54	57	13	2	90	59	37	66			
生産者同組合	246	6	3	8	53	72	8	2	60	22	4	8			
公共	13,869	2,322	2,024	2,804	1,517	778	165	31	833	1,538	1,572	285			
会社	960	2	2	27	102	318	180	154	69	14	6	86			
官公庁、学校、試験場	105	6	5	5	17	36	8	9	1	1	1	17			

(第一表(漁業センサス))

船階層は全経営体の九割以上を占める。この階層は主要労働手段の漁船の規模からみて沖合に出漁し遠隔の漁場における生産を行うことができない経営体であり、いわゆる沿岸漁業経営体である。このうち大型定置、地曳網漁業を主とする沿岸の資本制漁業経営体を除けば総経営体の約八八%が沿岸零細経営体である。

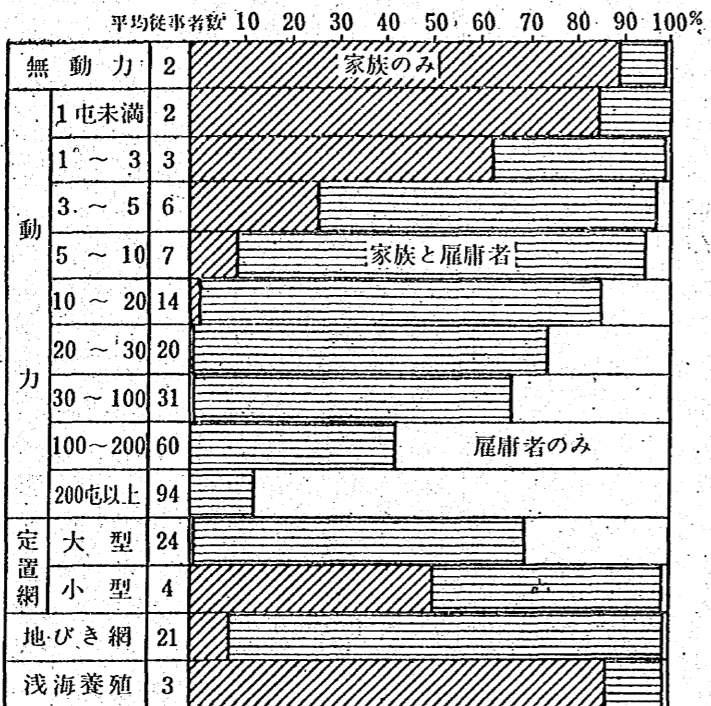
(3)無動力船階層、動力三屯未満及び浅海養殖業・小型定置漁業に従事する経営体は九八%がセンサスの分類によれば個人経営体である。即ち沿岸漁業は個人の零細経営体によって営まれているといえる。

沿岸零細経営体の性格を明らかにする為に従事者別経営体数をみれば(1)日本漁業の七四%が三人以下の従事者によって経営されている。

第一図で示される如く家族労働力のみによる経営体は平均従事者が二人である無動力船階層及び動力一屯未満層においてその占める割合が高く、前者では八九%、後者では八四%がそれである。また浅海養殖では平均従事者が三人でありながら家族労働力が八七%を占めているのは、この漁業では家族の婦女子労働力が漁撈作業に参加するからである。

動力一—三屯未満層では家族労働力が六三%であり、家族労働

第一図 個人経営体の従事者構成



沿岸漁業の構造

動力と雇傭労働力とで経営を行うものが三五%を占めてくる。この層は家族労働力を主体としつつ労働力を雇傭してくる層であるといえるが、この層の中で三屯に近いものと一屯に近いものとは雇傭労働力への依存度が異なるものと推測されるが統計的にそれを確かめることはできない。また雇傭労働力を入れるとしても季節的な差異がある。ある漁期には労働力を雇傭し、或る漁期には家族労働力のみで経営を行う。センサスにおける従事者数は盛漁期の従事者数であることを注意しておく必要がある。従って同一漁船を用いながらも労働力を多く必要とする漁期を除けば三屯未満層は家族労働力を以て経営されることが多い。

三屯以上一〇〇屯未満まで、漸次雇傭労働力のみによる経営体が増加してゆくとはいえ、家族労働力と雇傭労働力とによる経営が占める割合はほぼ七〇%前後である。生産手段の所有者である船主が労働力を雇傭しながらも、自ら船長、船頭として乗り組むか、家族の者を、船長、機関長等として乗り組ませて行う経営がとられる。直接的生産過程から資本家は分離していない。

しかしながら個人経営体における家族、雇傭者別従事者割合(第二表)に示される如く、家族と雇傭者による経営がとられていても三屯以上層では従事者総数中雇傭労働力の占める割合が急増する。即ち従事者総数からみれば、無動力船階層、一屯未満層では八七%、浅海養殖では八九%が家族従事者であり、一屯—三屯未満層では七一%がそれであることが知られる。それに対し、三屯以上層に

沿岸漁業の構造

第四表 漁獲金額別漁家数(%)

金額	総数	金額別							
		～5万	5～10万	10～20	20～30	30～50	50～100	100万円以上	
無動力	100.0	57.0	22.8	14.1	3.7	1.9	0.5	0.0	
動力1屯未満	100.0	22.8	24.0	31.6	12.3	6.9	2.3	0.1	
1～3屯	100.0	14.2	16.7	28.5	16.4	15.0	7.7	1.5	
3～5屯	100.0	4.3	6.2	15.0	15.0	24.1	24.8	10.6	
小型定置	100.0	20.8	17.0	21.1	12.2	12.2	9.8	6.9	
浅海養殖	100.0	28.9	29.3	24.3	8.7	5.6	2.5	0.7	

をあげているに過ぎず、動力船一屯未満では二三%、一―三屯層で一四%が五万円以下である。一〇万円以上の漁獲金額をあげているのは、無動力船層で二〇%、一屯未満層で五三%、一―三屯層で六九%である。昭和二九年年度の「漁家経済調査報告」によれば無動力船漁家一戸平均、漁業収入が一三万八千円、漁業支出が四万六千円、家計費・租税公課諸負担が二二万四千円であって、この不足を漁業外所得―特に労賃―によって埋めながらもなお六千四百円の赤字が示されている。即ち、無動力船漁家では第二次センサスによれば一〇万円以上の漁業収入のあるものは二〇%であり、その漁家でも兼業に依存しなければ漁家経済の再生産は不可能であることが推測される。そしてまた「漁家経済調査報告」によれば動力三屯未満

第五表 兼業状況別 個人経営世帯 (%)

兼業状況	総数	兼業状況別							
		専業	兼業総数	第1種兼業	第2種兼業	自営兼業のみの	自営兼業のみの	被備のみの	
総数	100.0	14.3	85.7	43.0	42.7	36.3	35.4	14.0	
無動力	100.0	8.6	91.4	34.9	56.5	30.3	46.0	15.1	
～1屯	100.0	20.8	79.2	51.0	28.2	32.6	28.8	17.8	
1～3屯	100.0	23.1	76.9	56.2	20.7	33.2	27.5	16.2	
3～5屯	100.0	25.7	74.3	67.9	6.4	36.5	24.1	13.7	
5～10屯	100.0	23.9	76.1	67.3	8.8	44.6	21.6	9.9	
10～20屯	100.0	25.4	74.6	67.7	6.9	50.1	16.2	8.3	
20～30屯	100.0	36.3	63.7	58.0	5.7	46.4	10.1	7.2	
30～100屯	100.0	41.5	58.5	55.2	3.3	46.6	6.5	5.4	
100～200屯	100.0	50.8	49.2	48.4	0.8	44.6	3.1	1.5	
200屯以上	100.0	56.5	43.5	42.4	1.1	38.0	2.2	3.3	
大型定置	100.0	19.7	80.3	71.4	8.9	54.5	19.3	6.5	
小型定置	100.0	11.4	88.6	56.1	32.5	46.4	35.1	7.1	
地びき網	100.0	10.2	89.8	49.8	40.0	49.2	31.2	9.4	
浅海養殖	100.0	12.5	87.5	33.1	54.4	55.4	22.4	9.7	

(第二次漁業センサス)

三一 (二二五)

第三表 漁獲高

経営組織	金額数量	金額(%)		数量(%)		
		金額	数量	金額	数量	
総数		100.0	100.0	100.0	100.0	
個人経営	総数	50.6	54.9	54.9	54.9	
	無動力	5.7	8.0	8.0	8.0	
	動力	3屯未満	9.2	7.6	7.6	7.6
		3～10屯	5.6	6.3	6.3	6.3
		10～30	6.7	9.2	9.2	9.2
		30～100	8.8	11.5	11.5	11.5
		100～200	3.9	3.8	3.8	3.8
	定置	200屯以上	2.9	2.5	2.5	2.5
		大型	2.2	3.3	3.3	3.3
		小型	1.5	1.3	1.3	1.3
地びき網		0.6	0.7	0.7	0.7	
浅海養殖	3.5	0.7	0.7	0.7		
漁業協同組合		2.0	1.9	1.9	1.9	
生産組合		1.1	1.0	1.0	1.0	
共同経営		19.2	16.7	16.7	16.7	
会社経営		26.8	25.3	25.3	25.3	
官公庁、学校試験場		0.3	0.2	0.2	0.2	

(総額 134,052,046 千円) (第二次漁業センサス)  
(総量 1,065,929 千貫)

第二表 個人経営体における 家族雇傭者別従事者割合

従事者数	家族雇傭者別		
	総数	家族	雇傭者
総数	100.0	56.1	43.9
無動力	総数	100.0	43.9
	～1屯	100.0	13.0
	1～3屯	100.0	29.1
	3～5屯	100.0	60.6
	5～10屯	100.0	76.1
	10～20屯	100.0	86.5
	20～30屯	100.0	92.0
	30～100屯	100.0	96.3
	100～200屯	100.0	98.8
	200屯以上	100.0	99.7
定置	大型	100.0	94.0
	小型	100.0	51.2
	地びき網	100.0	86.0
浅海養殖	100.0	88.6	11.4

(第二次漁業センサス)

なると、家族従事者の割合は急減し、三―五屯層で四〇%となり、経営屯数の増加するにつれて、それは減少する。即ち三屯以上層は雇傭労働力に依存するところの資本制生産を行う層であるといえるであろう。

センサスによる漁業従事者構成からみて個人経営体中無動力船及び動力三屯未満層、浅海養殖経営体は家族労働的経営体であるといえよう。これを一括して漁家と規定するならば、日本漁業では現在でも漁家といわれる家族労働力による零細経営体が総経営体の八五%を占めているのである。

かかる零細経営体はセンサスの漁獲高によれば総金額のわずか一八%を生産しているに過ぎず、八二%が他の経営体―主要なのは資本主義的経営体であるが―によって生産されているのである。それ故漁業生産部門においては資本主義的経営の生産物が市場価値を決定しているものといえよう。従って価値法則の貫く限り、家族労働力に基づく零細経営は分解する。にも拘らず、現在でも総経営体の八五%を零細経営は占めているのである。しかしその内実は無動力船層においては分解の寸前にあるのである。

第二次センサスによれば、漁家の平均の漁業粗収入は一戸あたり無動力船層では七万円、動力船三屯未満では二〇万円、養殖漁家では一四万円である。漁獲金額別に漁家の各層に就いてみるならば無動力船では五七%までが五万円以下の金額

三〇 (二二四)

層では、一戸平均漁業収入五六万五千円となっており、それでも一万七千円の赤字が計上されている。センサスにおいて三屯未満層で五〇万円以上の収入をあげているものは一〇%にも満たない。従って「漁家経済調査報告」の数字によって漁家をみるとときには、漁業収入のみで再生産が可能であるものは一〇%にも満たないこととなるのである。

漁業収入のみで生活を維持しえないことは、兼業への強い依存傾向となつてあらわれる。無動力船層では専業は八・六%、一屯未満層で二〇・八%、一―三屯層で二三%、浅海養殖で二二・五%である。即ち漁家は専業率が甚だ低いのが特徴である。特に無動力船層、及び養殖漁家では、兼業収入が生活維持の主要な基礎となつているところの第二種兼業漁家が五〇%以上を占めている。動力船漁家となると第二種兼業漁家の割合は無動力船層の二分の一以下、約二〇%となる。さらに三屯以上層では専業漁家割合は動力三屯以下層と大差はないが第二種兼業割合は著しく減少してくる。

即ち無動力船層と三屯未満動力船層とは同一の家族労働力に基づく漁家範疇に属するとはいへ、その間に大きな階層的な差がみられるのであつて無動力船層は大半が漁業から離脱しつつある漁家となつていゝ。第二次センサスの操業日数別漁家数(割合)によれば無動力船層では年間一〇〇日未満しか操業しないものが約六〇%に対し、動力三屯未満層では約二五%である。動力船を経営するか無動力船を経営するかによつて、自然条件の克服に大きな差をもたらす。

第六表 操業日数別漁家数(%)

経営階層	操業日数	総数					
		1~49日	50~99日	100~149日	150~199日	200日~	
総	数	100.0	21.0	28.8	21.5	16.4	12.3
無	動力	100.0	25.9	33.5	21.3	12.2	7.1
動	力 1~3 屯	100.0	7.1	19.1	22.9	25.5	25.4
動	力 1~3 屯	100.0	6.8	18.9	23.6	27.1	23.6
浅	海 養 殖	100.0	44.6	33.2	14.1	5.2	2.9

(第二次漁業センサス)

例えは動力船においては荒天時にも出漁可能となり、操業範囲は拡大され、従つて労働対象としての魚類が豊富となり操業日数も増大する等。操業日数は漁船が動力化・大型化されればされるほど増加しうる可能性をもつものである。同一の労働対象に働きかけるとき、無動力船と動力船では例え、直接的漁撈技術は同一であつたとしても、その差によるところの操業日数の差、豊度の高い漁場での操業の可能性の差から、無動力船層では、動力船層の生産物の「個別的価値」が「市場価値」を規定するならば漁業のみでは家族労働力を再生産しえないこととなるのである。操業日数は労働手段の優劣によつて基本的には規定されるのであつて、年間の労働日数が低位であるのは自然

条件のみによつて規制されることによるものではない。即ち漁業にあつては農業と異なり、生産時間と労働時間の差によるところの労働力の遊離は、漁業が労働対象の育成を行わぬかぎり、存在しないのである。漁業においては自然的な生物を労働対象とする限り、農業のような生産時間と労働時間の差は生ぜず、ただ自然的な労働対象の条件、及びその条件を基礎とする社会的制限(漁期制限等)が存在するのみであり、ここに、生産の季節性の可能性を潜ませるのである。それは生産の季節性の自然的基礎ではあるが、一時期にすべての労働対象への働きかけが制限されるのではなく或る魚種に限るものであるから、その時期に制限の無い魚種を労働対象とする限り生産の季節性は克服しうるのである。しかして生産の季節性を克服し得るのは資本の力であり資本力の無いものはその制限を被ることとなるのである。

無動力船層と小型動力船層の差は操業日数に顕著に現われるが、操業日数の差は皆む漁業の形態的差を通じてあらわれるのである。無動力船層では主として皆む漁業は、釣延縄五四・七%、採貝藻三一・七%、刺網一〇・九%、その他二・六%、に対し、小型動力船層では釣延縄が四九・三%、採貝藻は七・九%となり、小型底曳力船層に比し、採貝採藻漁業を主とする漁家の占める割合は遙に低く、釣延縄を主体とし、小型底曳漁業を配する構成がとられている。無動力船層ではその生産物のうち四三%が魚類、貝藻類四九%、そ

の他水産動物が八%で貝藻類の占める比重が高い。小型動力船層ではそれが、魚類五五%、その他水産動物一九%、貝藻類は二六%となつていゝ。

即ち無動力船層においては、動力船層と競合しながらもなお生産によつて「費用価格」部分を確保しうる魚種・漁法は採貝採藻、根付魚を対象とする一本釣、延縄等の如く限られてきており、この為に生産の季節性を一層強く被り、操業日数も低くならざるを得ないのである。そして小型動力船層においても大型動力船層との競合において、また劣弱な位置におかれていゝのである。

低収入、低操業日数は兼業への依存を深めていることは先に述べたが次にその兼業の種類を見ると第一に自営兼業のみのものが無動力、動力船層で約三〇%、養殖漁家で五五%である。第二に賃労働兼業に従事している漁家は無動力船層六〇%、動力船層四五%、養殖漁家三二%である。第三に無動力船層ではほぼ三〇%が賃労働収入を家族労働力維持の為に主要な基礎としており、動力船層では約一〇%がそれに依存し養殖漁家では七%である。

自営兼業収入に依存する漁家は無動力船層でほぼ二五%、動力船層で一〇%から一五%、養殖漁家で四五%と推測される。漁家の営むこの自営兼業のうち最も主要なものは農業である。自営兼業を営む漁家は無動力船層で七六%、動力船層で六〇%、養殖漁家で七八%の高率に上つていゝ。そして漁家のうち、農業を行うものが無動力船層七三%、動力船層五七%、養殖漁家七五%であるから自営兼業

第七表 自営産業兼業個人経営世帯数

	総数	自営兼業をを行うもの							その他
		総数	農業	林業	建設業	製造業	卸・小売	サービス業	
漁業家	213,802	154,721	137,436	1,583	1,239	5,757	5,616	2,023	1,067
個人企業体	21,959	14,259	11,386	48	81	1,536	782	189	237
漁業家%		100.0	88.8	1.0	0.8	3.8	3.6	1.3	0.7
個人企業体%		100.0	79.9	0.3	0.6	10.8	5.5	1.3	1.6

(第二次漁業センサス)

を行う漁家で農業を行わないものは三〇％に過ぎない。この農業は無動力船層では農業兼業漁家の五五％が三反未満の経営であり、動力船層では六二％までがそれであって大半が零細農業であるに過ぎない。しかし農業兼業は例え零細であっても主要生活維持手段を供給する点で漁家の再生産上重要な役割を果たしている。若し農業によって年間の食糧の大部分が生産されるならば、漁業収入が低い時でも、生産手段を補填してなお剰余がある限りは漁業に従事するのである。漁業における零細経営を維持する一つの条件は農業であるといえよう。農業と漁業との両者によっても生活を維持しえぬ時には賃労働に従事する。しかし農業兼業であるならば婦女子労働力が主幹の労働力としてそれを担当しうる故に男子労働力は漁業に従事しう

るが、農業兼業の無い時には、婦女子より男子の支柱的労働力が賃労働に従事するようになり、脱漁民化が急速に進行するのである。農業兼業漁家のうち被備あるものと被備ないものとを経営別別漁家数をみると、前者の無動力船層では三反未満が六〇・六％に對し、後者では四五・六％である。特に養殖漁家は農業との結合が強く従って賃労働に従事する漁家の割合は低い。養殖漁家では三反未満の漁家は農業兼業漁家の二四％であり、また被備の無い漁家では三反未満は一九・六％、被備ある漁家では三四・七％となっている。

零細農業との結合は零細漁家を零細漁家として維持する条件である。また零細漁家は零細性の故に操業日数も少なく、従って漁業に従事しない間の労働力は賃労働に従事せざるを得ない。そしてこれによってまた脱落しつつも零細経営が残存することになるのである。しかし無動力船漁家においてはますます零細経営のために対象とする魚種も制限され、また低い生産性の故に「費用価格」はおろか「不変資本部分」の補填も不可能になって漁業経営から脱落する傾向が強まっている。昭和三二年「漁業動態調査」によれば、昭和二九年センサスの経営体より約一万三千経営体が減少し、その約八割が無動力船漁家である。無動力船漁家は昭和二九年に比し約一割減少したことになる。これに反し、動力船漁家・養殖漁家は昭和二九年に比し増加している。動力船漁家の増加は無動力船漁家から向上したもので、三屯以上層から下向したもので、及び新設されたものの計

が、この層から脱漁化した者及び向上・下向したものの計を凌駕している結果にほかならない。養殖漁家は新たに養殖業を始める者によって増加がもたらされている。

三

以上述べてきた如く、(i)日本漁業においては現在でも多数の家族労働的経営が存在している。(ii)この零細漁家は漁業収入は低く、操業日数は少なく、漁業専業漁家は全漁家数の一三・二％に過ぎず、兼業に依存しながら家族労働力を維持するという「不透明分解」をとげている。(iii)漁家層の「不透明分解」の中で、無動力船漁家の没落、動力漁家及び養殖漁家の増加が進行している。

以上の事を確認した上で第一の見解の検討に移ろう。第一の見解は漁民層の不透明分解の根拠を資本制漁業技術の狭隘性に求めている。しかしながら漁家の主として営む漁業及びその生産する魚種よりみるならば、第一に漁家は資本制漁業が支配していない漁業を主として営んでいる。漁業生産部門は水中の動植物を労働対象とすることにおいて一生産部門として一括されながらも実は同一生産部門間に種々の漁業が存在しているのである。そして資本制漁業は漁業生産部門のすべての漁業を支配しているのではない。しかし漁業生産部門は一生産部門として、その生産物の形態、魚種に相違があるとしても各々の漁業の生産物は代替性をもっている。従って漁業生産部門における多数の漁業に資本制生産が成立すると非資本主義的

沿岸漁業の構造

生産の生産物の価値に影響を与えるのである。しかしその影響は使用価値に差があり代替性があまり強くないときには、資本制生産物の個別的価値と非資本制生産物の「個別的価値」の総和の平均としての市場価値を成立せしめるものではなく、非資本主義的生産物は平均化に全面的に参加することなく、その生産が社会的に必要な労働の一部である限りその独自性を主張するのである。

資本制生産が多数の漁業を支配すればするほど、非資本制生産の範囲は狭められ、独自性も弱まってゆくが漁家がなお存在している第一の理由は全漁業に資本制生産が確立していないことにあるといえよう。浅海養殖漁家の増加、採貝採藻漁家の存在はそれを明瞭に示すものである。

第二に資本制漁業は、捕鯨、トロール、以西底びき網漁業等では完全に確立しているが、カツオ一本釣、マグロ延縄、イワシあぐり巾着網等では無動力船、動力三屯未満の漁家の操業が若干みられ、そしてアジ、サバ一本釣、イカ一本釣漁業では資本主義的生産とならんで多数の漁家による生産が行われている。即ち網漁業においては刺網、小型機船底びき、その他の底びき、船びき網小型定置を除けば漁家生産は殆んど行われていないが釣、延縄漁業においては、アジ、サバ、イカ一本釣にみられる如く資本制生産が成立しているながらも漁家生産を許している。このことは、かかる一本釣漁業の商品の市場調整的な生産価格がなお漁家生産を続行させる価格に即ち「費用価格」にあることを意味する。即ち第一の見解はかかる一本釣

漁業には妥当するともいえるのであるが、一本釣漁業において直接的な漁撈技術が資本制生産と漁家生産において同一形態をとっているにせよ、漁船の大きさの相違、操業範囲の相違から操業日数は大きな差を生み、しかも遠隔の自然的豊度の高い漁場での操業が大型船では可能であることから、生産物の個別的価値にも大きな差が生じてくるのである。従って漁家は一本釣漁業においても資本制生産が支配的になるにつれて分解されてゆく。その中においてなお、存続し得るのは漁家の操業可能範囲に非常にすぐれた漁場があるという豊度と位置に恵まれた条件のもとにあることに負うところが大きい。

第三に、資本制生産が支配している漁業においてもその生産物が全国の市場に入り込んでいない。大都市、地方中都市の市場では資本制商品の価値が価格を規定していても、その商品が入り込めないでいる地方的小市場があって、そこに漁家生産物の実現される可能性が残っているのである。資本制生産物が遠い、交通の不便な地方小市場で販売されるときに、生産物の鮮度を維持する費用が累み、その為に、その市場付近で生産された漁家商品でもその価格は、費用価格にみあう場合も生ずるのである。即ち漁業生産物は使用価値を維持する鮮度によって商品の空間的流通範囲は制限されており、その制限を乗り越える為には、即ち鮮度を維持する為には保管費用が増加する。「商品が減びやすく、したがって生産後すぐに消費——したがってまた販売——されねばならぬほど、それだ

が未支配の漁業が残っているのは技術条件に基づくものであるか、漁場所有の為であるか、また、豊度の差が漁家存続の自然的基礎として作用するのは何故かの問題が残されている。これを漁場所有の側面から次に検討しよう。

#### 四

漁業制度の改革前には、家族労働力と自己の所有する漁船・漁具で生産を行う漁家層にとって主要な労働条件たる地先水面漁場の大部分は部落的所有のみにあつた。地先水面の部落的所有、その法律的表現形態である専用漁業権は、他部落漁民の、その水域での操業を排除すると共に、これは沿岸漁業生産を一定の狭い水域に閉じ籠めることとなり、移動・洄游する魚類を労働対象とする限りかかる漁場の分割的所有は漁業生産に対する制約であるといわれてきた。

かかる漁場所有形態は「磯は地付、沖は入会」という原則のある如く、徳川領有制下の村による地先水面の独占に端を発している。地先水面の独占とは村の地続き水域の独占であり、村の、水域への延長であった。この水域を独占することは、その水域における動植物の独占である。特に磯の海藻・貝類は固着した動植物であり、これらを労働対象とする漁業生産においてはこれらが生育する土地Ⅱ地先水面が主要な生産条件である。また水底の土地の状態によりいわゆる根付・磯付魚といわれる魚類の棲息状況も異なり、よい条件の下ではそれら魚類が豊富に棲息し、また、洄游魚にあつても餌類

#### 沿岸漁業の構造

け、その商品は生産場所から遠ざかることができなくなり、したがってその空間的流通範囲が狭くなり、その販売市場が地方的なものとなる。だから、商品が減びやすく、その自然的性状により商品としての流通時間の絶対的制限が大きければ、それだけ、その商品は資本制的生産の対象に適さない。かかる商品は人口稠密な場所でのみ、または運輸手段の発達によって地方的距離が短縮されるにつれてのみ、資本制生産に属しうる。」(Das Kapital, M-F-I, Instiftut Bd. II, S. 120. 邦訳青木文庫版(5)一六六頁)

販売市場と生産地との関係から漁業においては零細経営が残存する根拠があるものといえる。交通網が発達し、冷凍・冷蔵設備が整えられてきているとはいへ、これらは位置の差を消滅させるものではなく、また鮮度を充分維持し得るものとなっていない。この為には市場圏も鮮魚においては定まってくる。しかし、一市場圏で生産性の高い漁法が採用されたときには、市場圏は拡大され従って他の市場圏は縮小され社会的需用は減少し、縮小市場圏における供給量が同一であるならば、価格は低下する。これを通じて従来零細経営でも生産が行われる条件があつたものが崩壊され、分解が進行してゆく。

上述の如く、零細経営残存の根拠を、(i)資本制生産が未だ成立していない漁業の存在、(ii)資本制生産が成立している漁業においても、「技術的基礎の狭隘性」と位置と豊度との関係、(iii)漁業生産物の性格、販売市場と生産地との関係に求めてきた。だが、資本制生産が豊富な水域、産卵に適した水域に一時的に増集するのであるからその様な水域を独占することは、労働対象を海藻・貝類の如く直接的に独占することにはならぬとしても、生産の為の有利な自然的基礎となる。それ故地先水面は所有の対象となるのであるが、その所有が直接生産者にとって有利な条件となり得るのは、地先水面を主要な漁場とする無動力船使用段階においてである。

何故ならば無動力船の段階にあつては魚群を追って漁場から漁場へと移動することは不可能であり、従って魚群の来游を待つ漁法が主たる漁法であり、それ故魚群が非常に多数来游するか、或いは棲息する自然的条件を備えた沿岸の豊度の高い漁場を独占することは、「特別利潤」を手に入れる自然的基礎の独占を意味した。さてこの漁場の独占の形態は部落的独占を基調とするものであつた。ただし、漁業生産物の商品化が進んでくても直接生産者は半農半漁民であり、彼等は農業部面における共同体的結合と、零細経営である故に漁業部面においても結ぶ共同体的結合と二重に結合して部落を形成しており、地先水面に彼等は共同に入会って漁業を営んできたことが部落的独占として発現したものにはかならない。そして漁業は生産部門として確立するものでありながら、直接生産者が半農半漁民であることの為に、地先水面の漁場の利用関係は土地所有からの規制を被っていたのである。漁業部面における規制は、漁具漁法、漁期及び漁業を営む権利者数の制限にみられる。そして、漁場の共同利用権は入会山利用権等と同じくその土地に居住するだけではな

く、共同体的な義務を負担し、村民からよそ者でない事が承認され

て初めて得られる権利であり、この権利は、財産的権利であると同時に身分的権利であり、その身分関係は土地所有を基礎とするものであったのである。即ち豊度の高い漁場が隣村地先にあるとしても、その漁場は隣村に独占されており、例え、その村に移住したからといってその漁場を利用する権利は直ちには得られるものではなかった。特にこの規制は採藻・採貝漁業に強みられたのは、漁場独占が労働対象独占と一致し、漁場所有が、労働手段所有より優位に立つものにほかならぬからである。

無動力船使用期における漁業は、その生産力の低さから漁場の独占が経済的意味を洞游性魚類生産においてももち得た。しかし漁船の動力化は洞游性魚類については最も大きく事情を一変させた。従来は、一水域への魚群の来遊によって初めて生産が可能となつたいわば消極的な漁法であつたものが、魚群を追跡捕獲する積極的漁法に転換させる条件を漁船の動力化及び漁船網漁業の発展は形成したのである。動力漁船による漁業は、無動力船段階に形成された部落的漁場所有と、魚群追跡捕獲する点で、また操業範囲を拡大する点で矛盾する様になる。しかし、漁場はすべて独占されているわけではなく、海岸から一里程度の水域が独占されていたに過ぎなかったのであるから、動力化による操業範囲の拡大は、独占漁場外において可能であつた。そしてこの独占漁場外の漁場での操業によって、沿岸の漁場独占を打破することなくして資本制漁業は発展していった

たい、ごだい延縄等であるが、漁場区域は不動基点から沖出し四〇〇米を結ぶ海面に拡大するに至つた。」

これに示される如く、専用漁業権漁場は、零細経営の生産力の発展（無動力漁船の大型化、網漁業の発展）とともに拡大され、その免許漁業も多種に渡り、新漁具、漁法の採用に関し、部落的規制が働いていたとしても、発展がなされていった。

その一方零細生産者の生産力の発展は専用漁場の狭い水域の制限を打破しようとする運動と自己の漁場のみは他部落漁民の侵入から守るといふ二律背反的運動を行つてきた。その現われとして漁場紛争がある。また生産力の発展とともに自己の発展を制約する漁場の確保は専用漁業権漁場の拡大となつて現象した。

専用漁業権は零細経営の発展とともに変化してゆくものであり、それはまた地先水面の独占とはいへ、漁期漁法が規定された独占であつた。そしてこの独占は、それが労働対象の独占とつらなる時には強く作用するが、浮魚に対して独占の力が弱く、これら魚類に対しては他部落漁民の入会操業を許可する事実は多くみられた。従つてこの点においても専用漁業権は零細経営の発展を強く阻止するものではなかつた。また専用漁業権漁場内における、資本制漁業である大型網漁業の漁場の私的所有は明治漁業法によって定置漁業権等として法認されており、地先水面の部落的独占は沿岸の資本制網漁業の成立を阻止するものではなかつたのである。しかも漁業権によって制約されていない広大な自由な水域が存在していることは、漁

### 沿岸漁業の構造

三八 (二三三)

のである。無論打破する要求が生じてはきたが、漁場所有を打破することが資本制漁業発展の絶対的条件ではなかつた。即ち沿岸漁場が独占されていることは一部を除いて資本制漁業発展の強い阻止的条件として働くものではなく、後述する如く零細漁業を維持する条件として作用したのである。

明治漁業法は地先水面の部落による事実上の独占と一部漁場の私有を法的に承認した。しかし明治漁業法で定められた地先水面の部落による独占の利用の内容は、その水域を指定し、漁具・漁法・時期を法的に定めるといふものであつた。従つて、零細経営においても漁具・漁法が変化するとともに専用漁業権の行使の内容も異なつてきたのである。山形県加茂町の例（「漁場調整予備調査報告（Ⅱ）」）をとってみれば

- 一、「明治四四年四月、免許された漁業は鮭、鱒刺網と鯰刺網のほか十種たらずの採貝藻漁業のみでその漁場区域も満潮線から沖出し六〇〇間（一、一〇〇米）以内の海面と極めて狭いものであつた。」
- 二、「大正一五年、免許更新と同時に漁業権変更申請を行い昭和三年六月に許可されている。それは漁業種類の追加と漁場区域の拡張である。即ち漁業種類はあみ、あかえび手線網と八種類の刺網および流網、延縄、釣漁業を含めて全部で十六種が追加されており、漁場区域は満潮線から二七〇〇米に拡張されている。」
- 三、「昭和十四年六月許可された再度の漁業権の変更はその内容を二種類削除、三十九種類を追加した。その主なものはいわし流網、

船の動力化によって沿岸漁場の部落的独占が漁業生産の爲の桎梏として作用すべきところを、その作用を發現させずに、資本制漁業を發展させたのである。

以上の如く、沿岸漁場の部落的独占は、無動力船使用段階に照応するところの漁場所有形態でありながらも、漁船漁業の資本主義的發展の阻止条件としての作用を發現させない自由漁場の存在によって、その存続が資本制漁業の發展の中で許されてきたのであつた。

資本制漁業が漁場の部落的所有を打破しないで發展したことは、零細経営の存在を長く維持し、漁家層の不透明分解を規定する条件をなしてきたのである。何故ならば、第一に、資本制漁業が同一の漁業種において成立した場合においても、豊度の高い、位置に恵まれた漁場で零細漁民が生産を行つているときには、その「個別的価値」は漁家の再生産を保障することもあり、従つて地先水面漁場の部落的所有は漁家の存在を維持する作用を果すものであつた。第二に、沿岸漁場内においてのみ生成繁殖する海藻類、そこに固着している貝類、或いはその漁場内に多く棲息する魚類等、資本制漁業生産物との代替性が弱い動植物を独占して生産することを漁場所有は可能とする事によつて、第三に、独占漁場内外に存在する労働対象で、独占漁場外では資本制的に生産されているが、その生産物量のみでは社会的需要を満しえぬ場合が生ずる。この時には価格が騰貴し漁家の生産を可能とする。若し漁場所有が存在していなければその漁類は生産性の高い資本制漁業によって生産され従つて価値は低下



し、漁家生産の余地は失われるのである。

沿岸漁場の部落的所有は資本主義的漁業の発展の中で漁家の存続を以上の如き点から果す一方、沿岸漁場内のみ主に存在する動植物を労働対象とする漁業においては、かかる所有の存在は生産を拡大する上には大きな障害であり、資本主義的発展を阻止する条件であった。しかも資本制漁業の発展によって漁家は不透明ながら分解され、また漁家の生産しうる労働対象が制限されればされるほど、沿岸漁場内のみ主に存在する動植物の生産が零細漁家存続の重要な基礎となる為、ますますそれに依存し、その結果、乱獲、沿岸漁場の荒廃を惹起し、零細漁家を没落させてゆくのであり、また一方乱獲を阻止する為の漁期、漁法の制限が強化され、その動植物増殖の為の築磯構築、投石等の共同作業が零細漁民の団体的結合を通じて行われるようになる。零細漁民が自らを維持する為の諸規制がまたかかる漁業における資本主義的発展を阻止するのである。

漁場の部落的所有は零細漁民が自らを維持する為に結ぶ団体的諸関係の漁場所有における形態であり、零細漁民が零細漁民として維持される限り部落的所有は存続し、同時にそれは零細漁民として彼等を維持する条件である。資本制漁業の発展の中で、零細漁民は徐々に分解しながらも漁場の部落的所有は零細漁民を維持する役割を果し、そして零細漁民が維持される限り漁場所有の部落的形態は

残ったのである。

以上述べてきた如く、日本漁業において資本制生産が発展しながらも漁民層が急速に且つ透明に分解しなかつたのは「技術的基礎の狭隘性」に基づくものではなく、第一に漁場の部落的所有に基づくものであったのである。漁家が資本制的に生産されていない魚種を生産することは実は沿岸漁場の部落的所有に基づくものであり、資本制的に生産されないのは、その魚種が技術的に現在においても手工業的にしか生産しえぬからではなく、漁場所有が手工業的生産に押し止めていたからであるといえよう。さらに漁場所有は自然的豊度の差を固定化し、資本制漁業の発達している業種においても零細経営の存在を許すものであった。第二に漁業生産物の腐敗性もつ、流通上の制約から資本制商品が入り込んでいない販賣市場の存在、及び販賣市場と生産地の位置的關係。第三に漁家の農業兼業。第四に日本資本主義の構造に基づく労働市場の狭隘性の四点によるものである。戦後の漁業制度改革により浮魚が漁業権漁業から除外される様になり、部落的所有の漁民維持の役割は減少し、また、流通上の制約も戦後のトラック輸送の発展、冷蔵、冷凍設備の整備によってかなり薄れつつあり、ここに無動力船漁家の急速な没落をもたらしたためたのである。

## 独占と集中

— 政策論的考察 —

原

豊

### 序

独占の功罪、その盛衰に関して、近年さまざまの対立的論議が交わされている。しかし、まだ決定的な解決は下されてはいない。しかるに、資本主義国の多くは、独占の統制政策を実施している。独占は、長い間、資本主義の悪を代表するものとみなされて来たが、もし事実、一面において独占が何らかの利益を生む母胎であるならば、この統制政策は根本的に検討し直されなければならない。本稿は独占の功罪そのものを問う前に、対立的な論議を惹起する根因と考えられる独占の概念の混乱を、集中の問題を中心として、政策論的観点から整理し直すことを目標としている。

### 一

独占の概念は、狭義のものと広義のものに区別される。忠実に字義にしたがえば、独占は、単一企業（もしくは、統一的行動をとる

企業団体）が或る商品市場の全供給量を支配し価格を統制するとき限定される。（需要者側の条件も考慮しなければならないが、論旨を簡潔にするため、以下、需要者は多数と仮定して論を進める。）この場合、あらゆる商品の質的相違に着目すると、すべての供給者が、自己の商品の独占者となる。ここでは、それほど厳密には考えない。使用目的を等しくする商品群をもって一商品とみなそう。このような意味での独占は、法律的独占（電気事業等）、自然的独占（鉱山等）の場合を除いては実際には稀少であり、一般的ではない。次に広義にとれば、或る市場の構造が完全競争の条件を満足させない場合に、その市場は独占的であるとされる。この定義はきわめて包括的なものである。完全競争市場は、(一)企業（供給者）が多数、(二)商品が同質的である、との二条件を必要とする。(一)は、各企業の供給量が全供給量に比し僅少で価格に対する影響力をほとんどもたないこと、(二)は、この市場における商品間には、無差別の原則が支配すること、を意味する。かかる市場は現実にはありえない。それ故、二条件か